



Vol.132

CONTENTS

【コラム】著作権法 35 条と 32 条の微妙な関係…隅谷 孝洋

【解説】情報システム教育コンテスト (ISECON) への誘い—情報システム教育の質の向上をめざして—石川 洋

【解説】学習基盤を拡張する国際技術標準 IMS LTI 1.3 第 3 回 LTI 1.3 活用事例と適合試験…藤原 茂雄・秦 隆博



COLUMN

著作権法 35 条と 32 条の微妙な関係



2020 年 4 月 28 日、コロナ禍の影響により 1 年前倒しで改正著作権法第 35 条^{☆1}が施行されました。

この法改正は、長く待ち望まれていたものです。特に各大学の LMS (Learning Management System, 学習管理システム) 運用関係者は、利用者に「他者著作物を使った教材を LMS に掲載する場合は要注意」と言ってきました。それが、多くの場合に許諾なしで掲載可となったわけです。

しかしこれでメダタシとはなりません。授業用の LMS コースを削除しない運用の場合、35 条を適用して作っている教材はそのまま置いておけず、遅くとも学年末には削除するかアクセス不可としなければなりません。

学年末にコース全体を削除すればよい？ 35 条改正は教育情報化推進のためのものなのに、その影響で学生のために必要と考えて設計しているコースの運用を変更せねばならないと言うのは、本末転倒なのではないか、とも思えます。

では、どうすればよいのでしょうか。ここで、著作権法第 32 条の「引用による利用」が注目されます。授業資料、その中でも説明資料における他者著作物の転載については、引用が適用できる場合が少なくないのではないかとする指摘は、以前からありました。他者著作物を適切に引用した場合、それは自分の著作物の一部となりますので、学生が卒業するまでアクセス可能にしておいて問題ありません。

一方、引用による権利制限は非常に強いということは意識されるべきです。授業内での利用だけでなく、販売したりインターネットで公開したりもできます。なので「すべて引用とすればよいのね」と言うような安易な運用は禁物です。32 条の要件は 35 条よりも厳しいことを認識し、引用の趣旨と要件に照らして適切に運用しなければいけません。

ところで、授業の中で使っているものが引用の要件を満たしているならば、35 条の要件も満たす場合が多いでしょう。つまり、35 条の適用であると考えられることもできます。そう考えるとどう違うかということ、著作者に補償金が配分される可能性が出てくるのです。SARTRAS^{☆2}は毎年 1,000 校程度の教育機関に対して利用調査をしています。もしみなさんの学校^{☆3}で利用調査があったとき、「35 条適用」としてその著作物を報告すれば、著作者に補償金が配分されます (金額は不明ですが)。使わせてもらっているのですから、その著者に何らかの見返りが行くのであればその方がよいと思いませんか？

ということで、各教員が 32 条と 35 条の趣旨と要件をよく理解し「適切に使い分ける」ことが今後重要では、と思う次第です。

☆1 隅谷孝洋：べた語義：教材の公衆送信と著作権法改正，情報処理，Vol.59，No.11，pp.1034-1037 (2018)。

☆2 SARTRAS (授業目的公衆送信補償金等管理協会)は著作権法第 35 条に基づいて教育機関から著作権者に支払われる補償金を収集・分配する管理団体です。

☆3 大学の場合は、学部単位で調査が入ることが多いようです。



隅谷孝洋 (広島大学情報メディア教育研究センター) (正会員) sumi@riise.hiroshima-u.ac.jp

広島大学情報メディア教育研究センター教授。2001 年から LMS 管理に携わる。2016 年から、AXIES-csd 著作権 TF で活動。「著作物の教育利用に関する関係者フォーラム」AXIES 推薦委員、日本教育工学会・イグ研会員。